

薬剤による接触皮膚炎

英語名 : medicament contact dermatitis

同義語 : contact dermatitis due to topical medicaments , contact dermatitis due to topical drugs

A. 患者の皆様へ



接触皮膚炎は、一般には「かぶれ」と呼ばれている皮膚の病気です。薬剤による接触皮膚炎は頻度の高いものではなく、また必ず起こるというものではありません。ただ、薬剤は皮膚の病気を治療する目的で使うものですから、皮膚に塗ったり、貼ったり、しっかりつけることとなりますが、使用している薬剤による接触皮膚炎を起こしている場合は、治療をしても皮膚の症状はよくなりません。そして、『症状がよくなる原因は薬剤にあるのかもしれない』と疑わなければ、皮膚の症状はどんどんひどくなり、健康に影響を及ぼすことがありますので、早めに「気づいて」対処することが大切です。

より安全な治療を行うためにも、このマニュアルを参考に、患者さん自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、薬剤による接触皮膚炎に気づいたら医師や薬剤師に伝えてください。

医師から処方された、あるいは薬局で購入した薬剤を塗ったり、貼ったり、点眼、点鼻、消毒で使用している場合に、薬が効かず、かえって治そうとした症状が悪くなる時は薬剤による接触皮膚炎の可能性が考えられます。これらのお薬を使用していて次のような症状があった場合は、放置せずに医師や薬剤師に相談してください。

薬剤を使ったらすぐに「ひりひりする」「赤くなる」「かゆくなり、塗ったところにじんましんがでた」、または使用してある時から

「かゆみや赤みがでる」「ぶつぶつする」「汁などが急に出来る」
など。

1. 接触皮膚炎とは？

接触皮膚炎は「かぶれ」と一般によばれています。これは外から皮膚に付いた化学物質が原因となって、皮膚にかゆみや痛みを起こし、赤くなる、腫れる、ぶつぶつがでる、ただれるなどの炎症を起こす皮膚の病気です。かぶれには、だれにでも起こる刺激性接触皮膚炎とアレルギー体質のある方だけに起こるアレルギー性接触皮膚炎があります。そして、皮膚についた化学物質に紫外線が当たってはじめて症状が誘発される光毒性接触皮膚炎と光アレルギー性接触皮膚炎があります。また、外用薬を塗ってすぐに塗ったところに蕁麻疹が誘発される接触蕁麻疹という急に起こる即時型のかぶれもあります。

薬剤は、皮膚の病気を治す目的で使われ、多くの人には治療効果があり、かぶれの症状は起きません。しかし、診断を間違えて使ったり、使い方を間違えると、刺激性接触皮膚炎を起こすことがあります。また、これらの薬剤は、体にはもともとない異物ですので、診断や使い方が正しくても、自分の皮膚や体に合わないものと判断する体の仕組みを持っている人には、アレルギー性接触皮膚炎を起こすことがあります。

(1) 刺激性接触皮膚炎：刺激を起こす化学物質が濃い濃度で皮膚に付くと誰にでも症状が起こります。その原因は、化学物質が皮膚の細胞の膜を障害したり、代謝を障害したりして皮膚を傷めてしまうからです。

刺激性皮膚炎は原液を薄めて使う消毒薬の濃度が濃すぎる場合、傷のあるところにアルコール基剤などのしみるような塗り薬を使

った場合、乾燥症状の強い皮膚にローションやクリーム基剤の塗り薬を塗った場合などによくみられます。

(2) アレルギー性接触皮膚炎：誰にでも起こるのではなく、ある特定の人にだけ起こります。これは皮膚に付いた化学物質（薬剤に含まれる成分）が吸収されて、皮膚の表面をおおっている表皮に存在する免疫細胞であるランゲルハンス細胞（見張り役細胞）や、表皮の下の真皮にいる樹状細胞じゆじょうに取り込まれた結果、その人の体にとって悪いもの（合わないもの）と判断された場合にアレルギーは起こります。これらの抗原（アレルギーの原因）を提示する細胞は、活性化されて体の中を移動して所属リンパ節までたどり着き、そこでこのアレルギーの原因となる化学物質をやっつけるリンパ球を作るように指令をだします。十分なリンパ球が作られた時に、皮膚にその原因の化学物質が残っていたり、もう一度接触したりしたときに、リンパ球は、その場所へ集まり攻撃して、皮膚を水浸しみずびたにし、かぶれの原因になるものを薄めようとします。そのために、皮膚に小さい水ぶくれができ、ひどくなると大きな水ぶくれになります。そして、アレルギーの原因の化学物質がついた皮膚をできるだけ早く剥がして新しい皮膚に生まれ変わるようにします。そのため、薬剤にかぶれた場合は、皮膚がただれて、汁がでてくるなどの症状が誘発されることになります。多くの場合、痒みを伴います。この反応が軽い場合は皮膚が赤くなりぶつぶつができ、かさかさした後には治ります。

アレルギー性接触皮膚炎は、いろいろな薬剤によって起こります。頻度が高いのはみずむし・たむしなどを治す薬である抗真菌外用薬、傷・とびひ・にきび・おできなどを治す薬である抗菌外用薬や消毒薬、関節の痛み・肩こりなどを治す薬である抗炎症外用薬などですが、湿疹やかぶれを治す目的で使用するステロイド外用薬でも起こることがあります。

(3) 光毒性接触皮膚炎・光アレルギー性接触皮膚炎：紫外線が当たってはじめてかぶれを起こします。よって、私達は薬剤を使用する時に紫外線に当たらないように注意しなければならない薬剤があることを知っておく必要があります。

重症の光アレルギー性接触皮膚炎を起こす薬剤として、ケトプロフェンを含む貼り薬（湿布薬）や塗り薬があります。

(4) 接触蕁麻疹：ごくまれに、薬剤の成分に対する免疫グロブリンE（IgE）という抗体が体の中にできることなどにより蕁麻疹が誘発される、接触蕁麻疹という即時型のかぶれもあります。これは、重篤な場合はアナフィラキシーショックや死の危険もある、危ないかぶれです。

原因の薬剤としては消毒薬、抗菌外用薬などが知られています。

2. 早期発見と早期対応のポイント

医師から処方された、あるいは薬局で購入した薬剤を塗ったり、貼ったり、点眼、点鼻、消毒している場合に、薬が効かずかえって治そうとした症状が悪化する時は、薬剤による接触皮膚炎を疑いましょう。

(1) 刺激性接触皮膚炎：薬剤を使ったらすぐに「ひりひりする」「赤くなる」などの症状がでた時は、刺激性接触皮膚炎の可能性ががあります。まずは薬剤の使い方の説明書があれば、よく読んでください。使い方が間違っていないですか。しかし、薬剤の中には治療の初期には刺激感がでてかぶれではなく、徐々に慣れて使用を継続できるものもあります。ひりひりしたり、赤くなるなどの症状がでた場合や説明を受けていても心配な場合は、医師や薬剤師に相談してください。

(アナフィラキシーについては、厚労省の重篤副作用疾患別対応マニュアル「アナフィラキシー」
<https://www.pmda.go.jp/files/000231682.pdf> をご参照ください)。

(2) アレルギー性接触皮膚炎：薬剤を使っている部位に、はじめは症状がよくなっているにもかかわらず、ある時から痒みや赤み（紅斑^{こうはん}）、ぶつぶつ（丘疹^{きゅうしん}）、汁（滲出液^{しんしゅつえき}）などが急にでてきた時は、細菌感染やアレルギー性接触皮膚炎の可能性がります。重症になると、リンパ節が腫れたり、全身にひろがったり、熱がでるので、できるだけ早く医師に相談してください。

(3) 光毒性接触皮膚炎・光アレルギー性接触皮膚炎：薬剤を使った部位に紫外線を浴びた後にかぶれの症状がでます。痛みと腫れをやわらげる湿布薬に含まれるケトプロフェンは、湿布した部位に紫外線が当たると光アレルギー性接触皮膚炎を起こすことがあります。湿布をしたことを忘れた数カ月後でも症状がでることがあります。この副作用はよく知られており、時々起こります。そこで薬剤をお渡しする時に医師や薬剤師は患者さんに紫外線を避けることをお願いしていますが、そのことを忘れていたり聞いていないと答える方が多いのが現状です。お使いになる患者さんだけでなくご家族や介護の方も、この薬剤に限らず薬剤の使い方の説明書をしっかり読みましょう。そして、わからないことは医師や薬剤師に聞いてください。

(4) 接触蕁麻疹^{せつしよくじんましん}：接触蕁麻疹はごくまれですが、薬剤を皮膚に塗ったり、点眼、点鼻した際に起こることが知られています。薬剤を塗った時、すぐに痒くなり、塗ったところに蕁麻疹がでた場合は、そのまま使っていると気分が悪くなったり、息が苦しくなる、最も重症の場合はアナフィラキシーショックになる可能性がありますので、使用を中止し医師に相談してください。

また、息苦しいなどの症状がある場合はすぐに医療機関を受診してください。

3. かぶれの原因である医薬品成分が、内服薬や注射薬、坐薬（膣錠）などにより再び体内に入ると、通常の薬疹（体内に入った薬の副作用としてでる発疹）のように症状を起こすことがあるので注意してください。

薬剤に限らず一度発症したアレルギー性接触皮膚炎は、ほぼ一生、体の中に記憶されます。そして、接触部位に起こる接触皮膚炎だけでなく、同じ成分やよく似た成分を含む薬剤が内服薬や注射薬、坐薬（膣錠）などにより、再び体内に入ると通常の薬疹と同じように症状が誘発されることがあります。そのため、過去に接触皮膚炎を起こした薬剤は、再び使用しないよう覚えておき、医療機関を受診したときに医師や薬剤師に必ず薬剤名と症状について話しましょう。

このような症状は、抗アレルギー点眼薬でかぶれた人が同じ成分を含む抗アレルギー薬を内服した時や、抗菌外用薬でかぶれた人が同じ、あるいはよく似た成分の抗菌薬を内服、もしくは注射した場合にも起こります。また、市販薬にはさまざまな薬効を持つ成分が複数含まれています。特に傷につける薬や虫さされ、湿疹に塗る市販薬にかぶれた人は、その薬に含まれている局所麻酔薬の成分に反応して症状が誘発されている可能性があります。このような場合は、市販薬などにより過去に誘発された症状について前もって医師に話しておかないと、局所麻酔薬を使用した際に薬疹を起こす可能性があります。

4. 内服薬や注射薬で薬疹を起こした薬剤の成分が外用薬に入っているとかぶれることがあるので注意してください。

過去に内服薬や注射薬で薬疹を起こした薬剤の成分が外用薬に入

っているとかぶれを起こすことがあります。

医師や薬剤師も医薬品の使用には注意をしていますが、患者さんやご家族の方もこれまでのかぶれや薬疹の情報を医師や薬剤師にきちんと話せるように書いて持っておくことが大切です。

5. 化粧品などでかぶれを起こした場合、使用されている添加物に反応している可能性があります。

化粧品に含まれるものと同じような添加物を含む医薬品もあるため、これまで医薬品ではないものにかぶれた経験があれば、そのことも医師や薬剤師に話してください。例えば、髪の毛を染めるヘアカラー剤でかぶれたことがある人は、局所麻酔薬の中に構造が似ているものがあるので、かぶれを起こすことがあります。



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

※ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）